

働き方改革セミナー

働き方改革関連法が2019年4月に施行されます！

企業の経営者、総務・人事担当者の皆さん！（一般の方もご参加いただけます。）

平成30年6月29日に可決、成立した「働き方改革関連法」。残業時間の上限規制等、労働時間に関する制度の見直しや、同一労働同一賃金を目的とした雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等、多種の内容が盛り込まれております。

そこで、働き方改革関連法の概要につきまして、監督行政庁であります労働基準監督署の担当官から説明します。また、本セミナーの参加企業で働き方に関する意見交換を行い、自社で実践できるヒントを見つけてもらいます。

<p>〔日 時〕平成31年2月7日（木） 13：30～15：00</p> <p>〔対 象〕企業の経営者、総務・人事関係者など ※一般の方もご参加いただけます。</p> <p>〔定 員〕50名 (席数に限りがございます。 お早めにお申込みください。)</p> <p>〔講 師〕松山労働基準監督署</p> <p>〔受講料〕無料</p> <p>〔締切り〕2月1日（金）</p>	<p>〔内容〕</p> <p>○働き方改革関連法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働上限規制 ・年次有給休暇取得 ・同一労働同一賃金 <p>○参加企業の働き方に関する意見交換</p>
---	--

＜申込方法＞ 必要事項をご記入の上、FAX、郵送にて下記までお申込みください。

愛媛中小企業指導センター（公社）松山法人会

〒790-0067 松山市大手町2-5-7 商工会館2階

電話：089-941-7711

FAX：089-947-4251

＜会 場＞

愛媛県生活文化センター2階 第一研修室

松山市北持田町139-2（電話：089-933-1369）

駐車に限りがございます。

できるだけ公共の交通機関のご利用をお願いします



平成30年度 労務関係セミナー 申込書

申込日 平成 年 月 日

事業所名

電話番号

FAX番号

受講者氏名 ※一事業所から何名様でも受講できます。

1.

2.

3.

※ご記入いただいた個人情報につきましては、講座開催に係る受講者の確認や受講者名簿の作成等のために使用致します。

また、当会からの各種情報提供のために使用する場合がございます。それ以外の目的で利用することは一切ございません。